



Oblon 事務所、Maiwald 事務所 無料セミナーのご案内:

# 米国・欧州の特許実務に関する ジョイント国際シンポジウム

多くの皆様にご参加いただけるよう、東京と大阪にて下記の日程で開催致します

1. 東京: 2019年6月3日(月曜日) フクラシア丸の内オアゾ
2. 大阪: 2019年6月10日(月曜日) 大阪科学技術センター

本年のジョイント国際シンポジウムでは、米国および欧州での特許権利化手続き、権利移転および権利行使を含む知財実務の現状を皆様と一緒に検討します。米国と欧州の特許制度には類似点があるものの、両地域で特許出願を行って最善の結果を得るためには、各制度の特性や最近の動向を知る必要があります。当シンポジウムでは、今日の実務者にとって重要な次のテーマについて議論致します。

1. 人工知能(AI)に関する最近の欧州特許庁(EPO)ガイドライン概説と、欧州および米国におけるAI特許権利化についての実務的ガイダンス
2. 均等論に基づく侵害に関し、専ら米国における問題と長年考えられていたが最近欧州での判決において均等論の関連性が増している現状について
3. 米国および欧州における権利の譲渡と各制度における手続きの特殊性について、特に、2つの独立機関の共同開発により得られた発明の取り扱い

当シンポジウムは、英語から日本語への逐次通訳付きです。終了後、簡単なレセプションにて飲み物とオードブルを用意させていただきます。

こちらのリンクでも登録することができます。

<https://www.maiwald.eu/en/news/events/external-events/article/oblon-and-maiwald-joint-symposium/>

<https://www.oblon.com/oblon-maiwald-japan-2019>

参加ご希望の方は、[patentconference@oblon.com](mailto:patentconference@oblon.com) または [events@maiwald.eu](mailto:events@maiwald.eu) まで、お名前、所属会社(事務所)名、参加希望地(東京または大阪)、連絡先をEメールにてご連絡下さい。登録締め切り日は2019年5月10日で、定員は東京、大阪それぞれ100名です。

皆様お誘い合わせの上、奮ってご参加下さい。

Oblon, McClelland, Maier & Neustadt, L.L.P. 及び Maiwald Patent- und Rechtsanwalts-GmbH

## 場所と日時

### 東京:

2019年6月3日(月曜日)  
13:00 – 19:00  
フクラシア丸の内オアゾ  
東京都千代田区丸の内1-6-5  
丸の内北口ビルディング 15F  
[https://www.fukuracia.jp/images/tools/map\\_marunouchi.pdf](https://www.fukuracia.jp/images/tools/map_marunouchi.pdf)

### 大阪:

2019年6月10日(月曜日)  
13:00 – 19:00  
一般財団法人 大阪科学技術センター 7F  
大阪市西区靱本町1-8-4  
[http://www.ostec.or.jp/pop/access/index\\_e.html](http://www.ostec.or.jp/pop/access/index_e.html)

## お問い合わせ先:

[patentconference@oblon.com](mailto:patentconference@oblon.com)  
[events@maiwald.eu](mailto:events@maiwald.eu)

## 開催事務所:

Oblon, McClelland, Maier & Neustadt, L.L.P.  
1940 Duke Street  
Alexandria, VA 22314  
U.S.A.  
T: +1 703 413 3000  
F: +1 703 413 2220  
[www.oblon.com](http://www.oblon.com)

Maiwald Patentanwalts- und Rechtsanwalts-GmbH  
Elisenhof, Elisenstraße 3  
80335 Munich  
Germany  
T: +49 (0)89 747 266 0  
F: +49 (0)89 776 424  
[www.maiwald.eu](http://www.maiwald.eu)

**OBLON**

 **MAIWALD**  
INTELLECTUAL  
PROPERTY



## Oblon, McClelland, Maier & Neustadt, L.L.P.

過去25年以上にわたり、Oblon は毎年クライアントのために、米国のどの法律事務所より多くの特許を取得してまいりました。弊所では、出願／権利化手続き、鑑定、コンサルティング、IP 移転、訴訟および付与後手続きでの代理など、知的財産に関するあらゆるサービスを行っています。米国でトップクラスのPTAB（特許審判部）での特許付与後手続部門を有し、知的財産分野で多数の外国企業や国内企業のために米国で強力な存在となっています。弁護士の多くはサイエンスやエンジニアリングでの高等学位を持ち、法律に関する知識に加えて技術面での理解に優れています。また、隣接した米国特許商標庁の職員と密接な関係を保っており、所員の中には元米国特許審査官や特許審判官もいます。

Oblon の主な連絡先： Andrew Ollis (aollis@oblon.com; office: +1 703 412 7023)

Yuki Onoe (yonoe@oblon.com; office: +81 (0)3 6212 0550)

Oblon, McClelland, Maier & Neustadt, L.L.P.

1940 Duke Street  
Alexandria, VA 22314  
U.S.A.

T: +1 703 413 3000

F: +1 703 413 2220

www.oblon.com

## Maiwald Patentanwalts- und Rechtsanwalts-GmbH

Maiwald はドイツのトップクラス IP 事務所として、IP 関係全般を取り扱っており、最近 *Managing IP* 誌の「2019 年度ドイツ特許権利化事務所」や「2018 年度欧州特許権利化事務所」に選ばれました。当所は、ドイツ、欧州、そして世界中で、特許や商標の出願書面を作成・申請し、またクライアントの知的財産権を防御し、あるいは権利行使を致します。当所の高度に専門化された複数の分野に跨るチームは、技術的な資格を持つ特許弁理士や弁護士で形成されており、ライフサイエンス、化学や物理、機械工学、電気工学、電子工学、航空工学、コミュニケーションテクノロジー、侵害訴訟、商標、意匠、契約、著作権法など、広範な分野の専門知識を提供致します。Maiwald の斬新なアプローチによって新しい観点からの展望が可能となり、クライアントのビジネスの成功を促すために知的財産権を保護する、カスタマイズされたソリューションを提供致します。

Maiwald の主な連絡先： Derk Vos (vos@maiwald.eu; office: +49 (0)89 747 266 0)

Maiwald Patentanwalts- und  
Rechtsanwalts-GmbH  
Elisenhof, Elisenstraße 3  
80335 Munich  
Germany

T: +49 (0)89 747 266 0

F: +49 (0)89 776 424

www.maiwald.eu



## プログラム – 2019年6月3日、10日

ご挨拶 (13:00～13:15)

セッション1: 人工知能 (AI) に関する最近の欧州特許庁 (EPO) ガイドライン概説と、欧州および米国における AI 特許権利化についての実務的ガイダンス (13:15～14:20)

- AI は今や世界中の IP 実務家の間で最も高い関心事の一つとなっています。最早複雑なソフトウェアおよびコンピュータ関連特許出願に限られず、AI は広範囲の技術に広がっており、各実務家が AI に関する知的財産についての基礎的な認識を持つことは実益に繋がることとなります。ここでは、AI とは如何なるものか、そして米国や欧州特許庁ではこの急速に拡大している分野にいかに対応しているかについて概説します。

休憩 (14:20～14:35)

セッション2: 均等論に基づく侵害に関し、専ら米国における問題と長年考えられていたが最近欧州での判決において均等論の関連性が増している現状について (14:35～15:35)

- 特許クレームが侵害しているか否か、どのように判断しますか？均等による侵害を本当に考慮する必要はあるのでしょうか？訴訟にはあまり係ることのない実務家でも、新製品についてのカウンセリングや実施自由 (freedom-to-operate) の分析を行い侵害に関する知見を提供します。均等侵害は専ら米国における問題と長年考えられていましたが、最近は欧州でも均等侵害の関連性が高まってきました。ここでは、米国および欧州での均等侵害について最新の情報を提供し、両地域でのアプローチを比較します。

休憩 (15:35～15:50)

セッション3: 米国および欧州における権利の譲渡と各制度における手続きの特殊性について、特に、2つの独立機関の共同開発により得られた発明の取り扱い (15:50～16:50)

- 特許権の譲渡は極めて頻繁に起こり、知財実務家もあまりじっくり考えないことが多いです。しかしながら、異なる会社間の共同開発による発明が増えており、多法域/国での譲渡について考える必要が生じています。そのような状況下で錯誤の危険性が増大しており、最悪の場合には権利の喪失という結果にもなり得ます。ここでは、共同開発発明という観点から譲渡の基本を概説し、米国と欧州で起こり得る問題を比較します。

質疑応答 (16:50～17:00)

レセプション & 軽食 (17:10～19:00)